

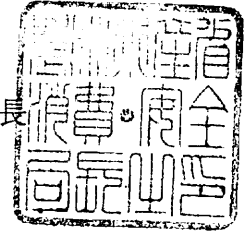


19消安第12573号

平成20年6月3日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する
指針（獣医療広告ガイドライン）等について

獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第24条の規定に基づく広告制限の特例については、平成20年1月7日付けをもって公布された獣医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年農林水産省令第2号。以下「改正省令」という。）により改正されたところですが、改正省令の円滑な施行に資するため、下記のとおり「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」等（以下「指針」という。）を定めましたので、指針に沿った監視指導体制の整備、違反事案の取締り等をお願いします。

なお、指針の適用は改正省令が施行される平成20年8月1日からとなりますので、それまでに貴管下の診療施設の開設者、管理者等に対し指針の十分な理解が図られるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導
に関する指針（獣医療広告ガイドライン） 別添1
- 2 獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針 別添2
- 3 獣医療に関する違反広告者に対する行政処分に関する指針 別添3